

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「マネーパートナーズ 外国為替証拠金取引約款 (契約約款)」

改訂日 :平成 27 年 7 月 25 日改訂

旧	新
<p>第 9 条 入出金</p> <p>(1)お客様は、FX取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認し、入金処理を行った後にパートナーズFX取引口座内の未使用預り金として当該入金反映される。</p> <p>(2)前項の他に、マネーパートナーズが発行するマネパカードのカード口座(以下「カード口座」)からの振替により入金を行うことができる。当該入金は、マネーパートナーズが別途定める時間を除き、パートナーズ FX 取引口座内の未使用預り金として即時に反映される。</p> <p>(3)前 2 項の入金は、お客様の選択により、自動的にパートナーズFX 受入証拠金への移動、またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。また、未使用預り金へ入金した後、パートナーズFX 受入証拠金への移動、またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。</p> <p>(4)金融機関における処理の遅延等、もしくは着金の確認に時間を要したこと、マネーパートナーズにおける入金処理に時間を要したことまたは未使用預り金に預け入れた場合にFX取引の証拠金として計算されないことにより生じたお客様の損害につき、マネーパートナーズは一切の責を負わないこととする。</p> <p>(5)お客様の出金依頼は、会員専用サイトの出金依頼メニューを利用して行い、未使用預り金より出金される。出金に係る手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、未使用預り金から差し引くこととする。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7)第 5 項における外貨の出金後、お客様の都合によりマネーパートナーズの口座へ返金する場合の組戻し手数料はお客様負担とする。当該手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、未使用預り金から差し引くこととする。</p>	<p>第 9 条 入出金</p> <p>(1)お客様は、FX取引を行うにあたり、マネーパートナーズの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとする。当該金融機関の口座への証拠金の入金をマネーパートナーズが確認し、入金処理を行った後にパートナーズFX取引口座内の会員残高(未使用分)として当該入金反映される。</p> <p>(2)前項の他に、マネーパートナーズが発行するマネパカードのカード口座(以下「カード口座」)からの振替により入金を行うことができる。当該入金は、マネーパートナーズが別途定める時間を除き、パートナーズ FX 取引口座内の会員残高(未使用分)として即時に反映される。</p> <p>(3)前 2 項の入金は、お客様の選択により、自動的にパートナーズFX 受入証拠金への移動、またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。また、会員残高(未使用分)へ入金した後、パートナーズFX 受入証拠金への移動、またはマネーパートナーズの他の口座への振替ができる。</p> <p>(4)金融機関における処理の遅延等、もしくは着金の確認に時間を要したこと、マネーパートナーズにおける入金処理に時間を要したことまたは会員残高(未使用分)に預け入れた場合にFX取引の証拠金として計算されないことにより生じたお客様の損害につき、マネーパートナーズは一切の責を負わないこととする。</p> <p>(5)お客様の出金依頼は、会員専用サイトの出金依頼メニューを利用して行い、会員残高(未使用分)より出金される。出金に係る手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、会員残高(未使用分)から差し引くこととする。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7)第 5 項における外貨の出金後、お客様の都合によりマネーパートナーズの口座へ返金する場合の組戻し手数料はお客様負担とする。当該手数料については、マネーパートナーズが別途定める額とし、会員残高(未使用分)から差し引くこととする。</p>
<p>第 10 条 証拠金の返還</p> <p>(1)お客様がマネーパートナーズに預託している証拠金の額が、預託すべき証拠金の額を超過する場合、お客様は当該超過する額の全部、または一部を未使用預り金等へ振替・移動することができる。ただし、マイナス残高の通貨を有する場合にはこの限りではない。</p> <p>(2)お客様がマネーパートナーズに預託している未使用預り金の全部、または一部の返還請求があった場合においては、マネーパートナーズは、日本円の場合はその請求があった日から起算して 4 営業日以内、外貨の場合は 6 営業日以内に(ただし、いずれの場合も日本の金融機関の休日は除く。)当該請求にかかる額を登</p>	<p>第 10 条 証拠金の返還</p> <p>(1)お客様がマネーパートナーズに預託している証拠金の額が、預託すべき証拠金の額を超過する場合、お客様は当該超過する額の全部、または一部を会員残高(未使用分)等へ振替・移動することができる。ただし、マイナス残高の通貨を有する場合にはこの限りではない。</p> <p>(2)お客様がマネーパートナーズに預託している会員残高(未使用分)の全部、または一部の返還請求があった場合においては、マネーパートナーズは、日本円の場合はその請求があった日から起算して 4 営業日以内、外貨の場合は 6 営業日以内に(ただし、いずれの場合も日本の金融機関の休日は除く。)当該請求にか</p>

<p>録されているお客様名義の金融機関口座に返還する。 (以下省略)</p>	<p>かる額を登録されているお客様名義の金融機関口座に返還する。 (以下省略)</p>
<p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 (追加)</p>	<p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録 平成 27 年 7 月 25 日改訂 <u>(改訂日より「未使用預り金」から「会員残高(未使用分)」へ表記変更</u></p>

以上